

たまだいら児童館ふれっしゅ ツイッターアカウント運用要領

(目的)

第1条 本要領は、たまだいら児童館ふれっしゅ（以下「館」という。）はソーシャルメディアサービスであるツイッターを利用者や地域住民への情報提供媒体として運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター 米国 Twitter 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 館ツイッター たまだいら児童館ふれっしゅが設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (7) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。
- (8) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (9) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。

(運用主体)

第3条 館ツイッターの運用主体はたまだいら児童館ふれっしゅとし、アカウントの登録、管理及び運用は館長及び主任が行う。

2 館ツイッターのアカウントは **tamadairajido** とする。

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、館ツイッターのプロフィール欄で明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するために、運用主体としてツイッターのアカウントを館のホームページに明示する。

(掲載内容)

第6条 館ツイッターは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) たまだいら児童館ふれっしゅの事業の開催、変更、中止等に関するもの
- (2) その他、館長または主任が適当と認めるもの

2 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに発信した内容を削除するとともに、訂

正した内容を改めて発信する。

(フォロー、リプライ及びリツイートの制限)

第7条 館ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等の発信する公益性の高いツイートで、館長及び主任が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(たまたみら児童館ふれっしゅホームページとのリンク)

第8条 ツイートに関するリンク先は、原則として館のホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、館長及び主任が特に必要と認めるものはこの限りではない。

2 ツイーターのプロフィール欄に、館のホームページの URL を記載する。

(運用の停止)

第9条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、館ツイッターを継続して運用することが困難になった場合は、館のホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(運用要領の周知・変更)

第10条 本要領の内容は、館ホームページに記載し、周知する。または本要領は必要に応じて変更できるものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、館ツイッターまたは館のホームページに明示し周知する。

(遵守事項)

第11条 館ツイッターの運用にあたっては日野市児童館公式 **Twitter** 運用ポリシーの内容と、社会福祉法人雲柱社の情報セキュリティに関する基本方針を順守する。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

本要領は、令和2年5月1日から適用する。